



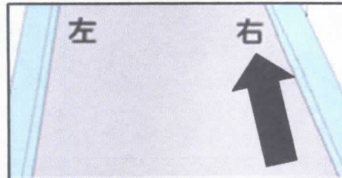
こうつうあんぜんテスト

(1・2ねんせいよう)

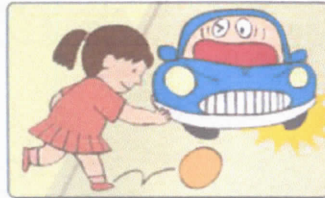


ただしいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① ほどうも しろいろのせんもない どうろを あるくときはどうろの
みぎはしを あるく。

☐

- ② こうえんで ボールあそびをしていたら ボールがどうろにでたので
いそいで どうろにとびだして ボールをおいかけた。

☐

- ③ しんごうのあるこうさてんを わたるときに あおしんごうが てんめつ
していたので いそいで わたりはじめた。

☐

- ④ じてんしゃに のるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。

☐

- ⑤ ただしい じてんしゃの イスのたかさは じてんしゃにまたがったとき
に かたほうのあしさがき じめんにつけばいい。

☐

＜交通安全テスト＞

平成30年5月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① ほとんど しろいろのせんもない どうろを あるくときは どうろのみぎはしを あるく。【○】

A：歩行者は右側通行が原則です。歩道も路側帯もない道路では、道路の右側端を歩きましょう。

● 道路交通法第10条第1項（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

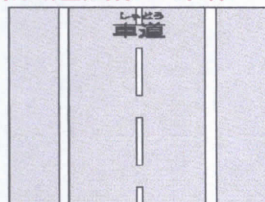
● 交通の方法に関する教則 第2章第2節（歩行者の通るところ（抜粋））

- 3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

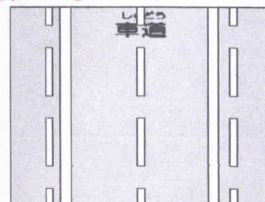
＜指導のポイント＞

歩行者は歩道又は路側帯を通行しましょう。

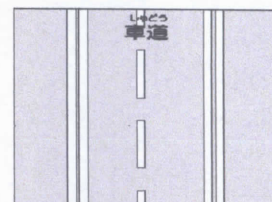
- 歩道～歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分进行う。(道路交通法第2条第1項第2号)
- 路側帯～歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。(道路交通法第2条第1項第3号の4)



路側帯(白い1本線)



駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯
(白い2本線)

- ※ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通りましょう。ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができます。

- ② こうえんで ボールあそびをしていたら ボールがどうろにでたので いそいで どうろにとびだして ボールをおいかけた。【×】

A：公園の出入り口や道路の端などで立ち止まって、左右を確認しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））
 - (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
 - (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。
 - (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左

をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。

- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

子どもの交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

公園からボールが転がって出ていった時でも、ボールを追いかけて道路に飛び出すのは大変危険ですので、必ず、一旦止まって安全確認しましょう。

③ しんごうのあるこうさてんを わたるときに あおしんごうが てんめつしていたので いそいで わたりはじめた。【×】

A：青信号が点滅している時は渡り始めてはいけない。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令第2条第4項（信号の意味等（抜粋））

青・・・歩行者は、進行することができること。

青の点滅・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

- (3) 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めてはいけません。

<指導のポイント>

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全を確認してから渡りましょう。

青の点滅(黄)・・・渡り始めない。もうすぐ赤になる注意の色です。

渡り始めず次の青まで待ちましょう。

※ 横断歩道の半分まで渡っていたら、渡りきること。
横断歩道の半分以下であれば引き返し戻ること。

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

- ◎ 青信号や信号の変わり目での駆け込み横断は大変危険です。

信号の変わり目の青信号の点滅や黄信号では絶対に横断はやめましょう。

また、青信号でも安全確認をしてから横断しましょう。

④ **じてんしゃに のるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。【○】**

A：自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

- 道路交通法第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満 幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

また、ご家族に高齢者がいる場合も自転車ヘルメットを着用するようにすすめましょう。

※ 年齢にかかわらず、ヘルメットの着用が条例で定められている市町村があります。

⑤ **正しい自転車のイスの高さは、自転車にまたがった時に片方の足先が地面に着く高さであればよい。【×】**

A：自転車にまたがった時に、両足先が地面に着くようにサドルの高さを調節しましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））
自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。
(1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。

<指導のポイント>

自転車はタイヤが2本のバランスの悪い乗り物です。

両足がつかない自転車に乗ると、いざという時にしっかり体を支えることが出来ず、倒れてしまいます。

しっかり両足先が地面につく高さにサドルを調節して自転車に乗りましょう。

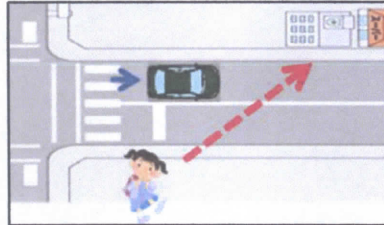


こうつうあんぜん
交通安全テスト (3・4年生用)

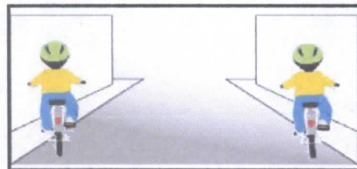


ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 目的地まで早く行くために、道路をななめに横断した。


☐

- ② 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。


☐

- ③ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右（前輪）のブレーキを掛けた方がよい。


☐

- ④ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。


☐

- ⑤ 自転車は車の仲間である。


☐

解答・解説 (3・4年生用)

① 目的地まで早く行くために、道路をななめに横断した。【×】

A：道路を斜めに横断してはいけない。

- 道路交通法第12条（横断の方法）

第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従って斜め横断も出来ます。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

(4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。

<指導のポイント>

道路を斜めに渡ることは、横断する者が左右のいずれかの交通に背面することになるほか、道路にいる時間が長くなるので危険です。

少し遠回りになっても、安全な横断施設（横断歩道、歩道橋等）を利用するようにしましょう。

② 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。【×】

A：道路の左端を走行しなければならない。

- 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分の通行しなければならない。

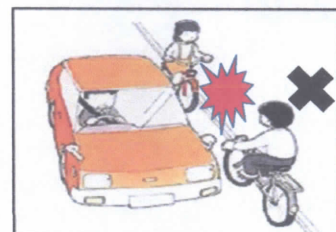
- 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。



③ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右（前輪）のブレーキを掛けた方がよい。【×】

A：先に左（後輪）のブレーキを掛けましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

- (5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

＜指導のポイント＞

一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう。

（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）

もし先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあり、バランスを崩し大変危険です。

④ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。【×】

A：小学生同士の自転車の二人乗りは認められていません。

● 道路交通法57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

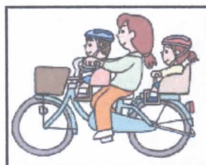
ただし、次の場合に限っては二人乗りが認められています。

- 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限（抜粋））
二輪の自転車の乗車人員は一人を、三輪の自転車の乗車人員はその乗車装置に応じた人員を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



イ 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



ウ 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



○



×

<指導のポイント>

小学生同士の二人乗りは認められていません。
二人乗りは絶対にやめましょう。

⑤ 自転車は車の仲間である。【○】

A：自転車は車の仲間です。

● 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

自転車は運転免許証がなく誰もが運転出来る乗り物ですが、車両（軽車両）として道路交通法が適用されますので、交通ルールを守って走行しなければなりません。



交通安全テスト

(5・6年生用)



ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

① 青信号は安全なので、周りの安全を確かめずに渡ってもよい。

☐

② 自転車で走行中、後ろから緊急自動車が近づいてきたとき、交差点やその付近では、交差点をさけて道路の左端に寄って一時停止する。

☐

③ 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。

☐

④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際は、歩道の車道寄り
をすぐに停止できる速度で走行する。

☐

⑤ 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者
や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。

☐

交通安全テスト

平成30年5月号

解答・解説 (5・6年生用)

① 青信号は安全なので、周りの安全を確かめずに渡ってもよい。【×】

A：青信号でも、しっかり安全確認をしてから渡りましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

- ※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- ※ 道路交通法施行令第2条第1項（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

② 自転車で走行中、後ろから緊急自動車が近づいてきたとき、交差点やその付近では、交差点をさけて道路の左端に寄って一時停止する。【○】

A：交差点やその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。

- 道路交通法第40条第1項（緊急自動車の優先（抜粋））

交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

<指導のポイント>

パトカーや救急車等の緊急自動車が近づいてきたときは交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しましょう。

③ 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。【○】

A：自分から見て左側によけるようにしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

＜指導のポイント＞

対向する自転車同士がお互い歩道の車道寄りを走行すれば、衝突、接触することになります。

自転車で歩道を走行中、前から自転車が走行してきた時は、十分に速度を落とし、お互い譲り合いながら、相手の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際は、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。【○】

A：歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに止まれるような速度で走行しましょう。

※ 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人

の場合



自転車通行可



歩道通行可を示す標識

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は

通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

⑤ 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。【○】

A：自転車を駐車するときは歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車しましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節4（歩行者などに対する注意（抜粋））

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこにとめるようにしましょう。

<指導のポイント>

自転車を駐車するときは、近くの駐輪場を利用するなど、他の通行の妨げにならないようにしましょう。